

# 交通事故防止特別対策実施中

交通事故は、突然起こります。一人一人が交通安全への意識を高めて防止することが大切です。もう一度交通安全について考えてください。  
問合せ 生活安全課交通防犯係（内線2634）



## 市内の死亡事故の発生状況

市内では、平成25年に入り、4月10日現在、交通事故で5人の尊い命が奪われました。昨年の同時期の死者数は、2人で、昨年に比べ交通死亡事故が多発しています。

## 久喜市が「交通事故防止特別対策地域」に指定されました

こうした状況から、久喜市は4月1日(月)から6月30日(日)までの3か月間、県から「交通事故防止特別対策地域」の指定を受け、重点的に交通安全対策を実施することになりました。

市では、市長を本部長とする「久喜市交通事故防止特別対策本部」を設置し、警察署や地域団体等の皆さんと協力しながら、各種啓発活動などの交通事故防止対策に取り組んでいます。

## 市の交通事故防止特別対策

### 重点項目

#### ① 高齢者の交通事故防止

・ドライバーや自転車利用者は、高齢者に配慮した通行を心掛けましょう。  
・自転車に乗るときは、一時停止の標識のある交差点や見通しの悪い交差点では、必ず一時停止して安全を確認しましょう。

#### ② 二輪車・自転車の交通事故防止

・夕暮れ時や夜間には、明るい色の衣類や反射材を身に付け、前照灯を点灯しましょう。

#### ③ 交差点における交通事故防止

・ドライバーは、巻き込みや右折時の衝突を防ぐため、死角に歩行者や自転車がいるかもしれないと常に意識しましょう。

・信号機のない交差点を横断するときは、交差点の直前で必ず立ち止まり、状況をよく見て、安全を確認してから渡りましょう。

#### 交通事故に遭わないために

一人一人が自動車や自転車の安全運転を心掛け、交通事故に遭わないように気を付けましょう。

～自転車に乗るときの基本ルール～

## 「自転車安全利用5則」を守りましょう

自転車に関連する交通事故は、全事故の約2割を占めています。自転車に乗るときは、交通ルールを守り、安全な運転を心掛けましょう。また、車の運転者や歩行者も自転車のルールを知って、お互いを思いやり安全を心掛けましょう。

問合せ 生活安全課交通防犯係（内線2634）

### 自転車安全利用5則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用